

## 後期スコラにおける政治思想の展開

### —マルシリウスとオッカムを中心に—

佐々木 亘\*

#### はじめに

今から 10 年ほど前、京大中世哲学研究会のメンバーで McGrabe 2003 を手分けして翻訳した。発表者が担当したのは、アナベル・S・ブレットの第 12 章「政治哲学」である<sup>(1)</sup>。その際、特に印象に残った人物がパドヴァのマルシリウスとウィリアム・オッカムであった。ブレットは「政治哲学」の最終節でこの二人の思想を詳しく論じている<sup>(2)</sup>。彼らはトマス・アキナスの死後、しばらくしてから生まれた<sup>(3)</sup>。時代的には近接しているようにも思われるが、彼らの思想はアキナスとかなり異なっている。まず、彼女は当時の時代背景について、次のように述べている。

マルシリウスが『平和の擁護者』を書いたとき、皇帝は、その選出が教皇によって無効であるとみなされていたが、皇帝が正当な仕方でも帝国に属していると要求した都市に対する自分の管轄権を再構築することに着手していった。結果としてその時期には、皇帝は教皇によって破門されたままで、激しい党派争いがすでに勃発していた。教皇による破門に対抗して、今度は皇帝の方は、教皇こそキリストの清貧を異端的な仕方でも否定しているから罷免されるべきであると要求していたのである。その結果、フランシスコ会修道士たちと皇帝支持者たちの不安定な同盟が結ばれていたのでは

---

\*鹿兒島純心女子短期大学教授・図書館長。

(1) ブレット 2012.

(2) ブレット 2012, p.425. この最終節において、私は二人の思想家に注目したい。彼らは、それぞれ非常に異なった仕方でも、アリストテレス主義とアウグスティヌス主義にもとづく議論を組み合わせて用いた。最初の思想家は、中世における最も革命的な政治学の著述家の一人である、パドヴァのマルシリウスである。; p.430. さて[第二に]、マルシリウスの見解を、私が論じようとする最後の思想家、イングランド人フランシスコ会修道士、ウィリアム・オッカムの見解と対比させよう。

(3) McGrabe 2003 の“Biographies of major medieval philosophers” (pp.350-359) によると、トマス・アキナスが亡くなったのは 1274 年だが、パドヴァのマルシリウスが生まれたのは 1275/80 と、ウィリアム・オッカムは c.1287 とある。

(4) ブレット 2012, pp.425-6.

るが、マルシリウスが手を組んだのは、この党派であった<sup>(4)</sup>。

当時は、教皇庁がローマからアヴィニョンに移された、いわゆる「アヴィニョン教皇」の時代(1309-1377)で、その後の教会大分裂(シスマ:1378-1417)に続く混乱期にあった。この「フランシスコ会修道士たち」の中に、オッカムが含まれている。本発表では、マルシリウスとオッカムの政治思想を確認し、その共通点と相違点を明らかにしていきたい。

## 2. マルシリウスの政治思想

マルシリウスの関心は、その主著『平和の擁護者 (*Defensor pacis*)』の書名からも明らかなように、平和をいかに実現し、維持するかにある。彼はその第一講第二章で次のように言っている。

しかるに健康は、自然学のより熟練した者がそれを書いて断言するに、動物の良い状態であり、それはその各々の部分が自らの自然本性に適合したはたらきを完全な仕方ですることができるような状態である。そのことの類比によるならば、平穏は国や王国の良い状態であって、その各々の諸部分が理性とその教えにそくして自らに適合したはたらきを完全な仕方ですることができるような状態である。そして、良い方の定義は相互に反対なことを副次的に表示するから、不穏は、動物の病気のように、国や王国のゆがんだ状態で、それはそのすべてかある部分が自らに適合したはたらきをなすことを端的にかその完成において妨げられている状態なのである<sup>(5)</sup>。

教皇と皇帝との「激しい党派争い」を経験したマルシリウスにとって、平和をもたらす平穏こそ大切である、そして、彼はその平穏を動物の健康との類比から説明している。動物の良い状態である健康が「その各々の部分が自らの自然本性に適合したはたらきを完全な仕方ですることができるような状態」であるように、国や王国の良い状態である平穏は、「その各々の諸部分が理性とその教えにそくして自らに適合したはたらきを完全な仕方ですることができるような状態」を意味している。すなわち、全体である国や王国に属するその部分としての各々の人間が、それぞれ自らに課せられた職務や義務としての自らに適合したはたらきを遂行可能な状態こそ平穏なのである。

そして、相互に対立したこのがらでは、一方の否定がその対立したものの状態を示すから、動物の

---

(5) *D.P. I, ii. 3. Sanitas autem, ut aiunt periciores physicorum describentes ipsam, est bona dispositio animalis, qua potest unaqueque suarum partium perfecte facere operationes convenientes sue nature; secundum quam siquidem analogiam erit tranquillitas bona dispositio civitatis aut regni, qua poterit unaqueque suarum partium facere perfecte operationes convenientes sibi secundum rationem et suam institutionem. Et quia bene diffiniens contraria consignificat, erit intranquillitas prava dispositio civitatis aut regni, quemadmodum infirmitas animalis, qua impediuntur omnes aut aliquae partes illius facere opera sibi convenientia, simpliciter vel in complemento.*

健康の反対である病気との類比で平穩に対立する不穩は捉えられ、それは「そのすべてかある部分が自らに適合したはたらきをなすことを端的にかその完成において妨げられている状態」としての、「国や王国のゆがんだ状態」を意味している。それは、全体としての国や王国における部分であるはずの人々によるそれぞれに適合したはたらきの遂行が妨げられている状態で、教皇と皇帝の対立がその元凶である。

マルシリウスは不穩をやめさせて平穩をもたらすために、徹底的な仕方で教皇側を攻撃する。この点、コールマンは「パドヴァのマルシリウスによる『平和の擁護者』という並外れた論文において、教皇権の都市や都市国家の世俗的な平和や平穩への介入という問題は、前代未聞の敵意をもって果敢に取り組みました」と言っている<sup>(6)</sup>。後に見るように、マルシリウスの攻撃は「前代未聞の敵意をもって」というほど徹底している。ブレットはさらに次のように言っている。

しかし、マルシリウスは、都市というものを明確に共和制支持者として理解した点において、一貫して忠誠であった。この忠誠ゆえに、彼がその論争の範囲を超えて、人間の自然本性、政治、そして宗教の三者の関係に関するまったく新しい理解を生み出すことができたのである。共和制支持者として、マルシリウスは都市の自律性という思想に傾倒した。都市は、生の必要性のためにも、法に関しても、それ自身だけで充足的だという思想である<sup>(7)</sup>。

マルシリウスは神学ではなく医学的なアプローチから<sup>(8)</sup>、「都市というものを明確に共和制支持者として理解した」。このため、神学的な従来の理解ではなく、「人間の自然本性、政治、そして宗教の三者の関係に関するまったく新しい理解を生み出すことができた」。この理解がアキナスのような神学的理解より優れているか否かはともかくとして、ここに中世から近世への道の一つが拓かれた

---

(6) Colemant 2000, p.134. In the extraordinary tract *The Defender of Peace* (*Defensor pacis*) by Marsilius of Padua, the problem of papacy's interference in temporal peace and tranquillity of cities or 'states' was tackled with unparalleled virulence.

(7) ブレット 2012, p.426.

(8) Shogimen 2012, p.71. Medical writings by Marsilius, if such works were ever written, have not survived. However, the *Defensor pacis* alludes to his medical knowledge by frequently comparing the civil community with an animal body. ; Aichele 2006, pp.163-164. Marsilius was not only a disciple and friend of the most famous physician of his age, Pietro d'Abano, who taught and wrote on philosophy of nature, but he also practiced as a doctor for the majority of his life, including as a private physician of Louis the Bavarian, as some scholars assume. ; 将基面 2013, pp.155. マルシリウスが医学を学んだパドヴァを含めて医学研究・教育が盛んだイタリア北部では、スコラ学的な医学はもっぱら合理的な論証法にのみ依拠したことが知られている。換言すれば、キリスト教において権威あるテキストを参照することによって論証するスタイルは徹底的に排除されていたのである。; 佐々木 2020, p.7-9 参照。

ことになる<sup>(9)</sup>。

マルシリウスが示した新しい理解は、「都市は、生の必要性のためにも、法に関しても、それ自身だけで充足的だ」という「都市の自律性」である<sup>(10)</sup>。この自立性は、先の引用からも明らかなように、国や王国「の各々の諸部分が理性とその教えにそくして自らに適合したはたらきを完全な仕方ですることができるような状態」における充足性である。そこには神からの恩恵も、神の摂理も第一義的には見いだされない。また、マルシリウスにはアキナスのような自然法という発想がない<sup>(11)</sup>。『平和の擁護者』第一講第一二章で、「立法者、あるいは法の第一義的で本来的な動力因は、選挙すなわち市民の全体集会における言葉によって前もって表明された意志を通じての、人民や市民の全団体、あるいはそのより重要な部分である」と言われているように<sup>(12)</sup>、法を生み出すことができるのは市民を代表した「より重要な部分」だけである。彼にとって法とはただ人的立法者による人定法のみなのである。

### 3. オッカムの政治思想

唯名論でその名を歴史に刻んでいるオッカムであるが、その彼が政治思想を展開するに至った経緯に関して、将基面は次のように言っている。

---

(9) Riaño · Nederman 2012, p.119. One finds widely scattered references to Marsilius' work suggesting that it marks "the transition from medieval to modern conceptions," that it "anticipated the end of the entire medieval tradition," that it began the "modern career" of the concept of popular sovereignty, that it amounted to a "radical operation," or that he himself was a "radical."

(10) 大西 1964, pp.527-528. トマス体系が人間の価値を自足性の水準にまで到達させるよう相互に教職政治に関連を持たせながら、神の摂理という方法で全構成を整えたのに対比して、マルシリウス体系は外部的相互作用のみを通じて相互の関連を持たせる方式、即ち、人間的要請の統計の上のみ基礎づけた学説ともみられる方法の所説を打ち出した点が多分に指摘できる。そして、マルシリウスの学説は、彼が自足的共同社会のあらゆる強制機能を行政権威に集中してしまった結果、いわゆる倫理機能と同様、彼の特に意を注いだ本来のねらいである生存の確保、正義と平和の維持救世への道、これらが夫々無関係のもの、乃至は国家学説としては有機的関連の非常に薄いものになってしまった傾向が顕著なのである。

- (11) Bleakley 2006, p.127. Marsilius is not only rejecting the idea of the natural law as universal because it is self-evident to all independent of legislation, but he is also (and therefore) rejecting the idea of the natural law as an extra-legal, unchanging standard against which the positive laws of community should be measured and judged.

(12) *D.P. I*, xii. 3. *legislatorem seu causam legis effectivam primam et propriam esse populum seu civium universitatem aut eius valenciorem partem, per suam electionem seu voluntatem in generali civium congregatione per sermonem expressam precipientem.*

オッカムの論述活動は、一三二四年から二八年にかけてのアヴィニオン滞在を転機として、二分割される点が特徴的である。すなわち、オックスフォードを中心として活躍した、一三二四年以前のオッカムは、政治思想とはまったく無縁であったといえてよい。一三一七年から一九年頃にかけて講義した、ペトルス・ロンバルドゥス『命題集』註解をはじめとして、彼の残した神学的・哲学的諸論考には、教会・世俗を問わず、いかなる意味でも「政治」に関する言及は一切認められない。しかし、アヴィニオン教皇庁を訪問したのち、オッカムはもはや純粋に哲学的・神学的な著作に再び筆を染めることはなかった。一三二八年に、数名のフランチェスコ会士とともに、アヴィニオンを脱出したのちは、ミュンヘンにおいて、反教皇的な論陣を張ったのである<sup>(13)</sup>。

オッカムの研究生活は、アヴィニオン滞在の前後で一変する。全集版では10巻に及ぶ神学的著作と全7巻の哲学的著作はすべてイギリス時代に書かれた。そのオッカムがアヴィニオン教皇庁を訪問しなければならなかったのは、異端の嫌疑をかけられたからである<sup>(14)</sup>。そこで、オッカムが目当たりにしたのが、逆に異端として断罪されるべき教皇の姿であった<sup>(15)</sup>。彼は『皇帝権と教皇権』の冒頭で次のように言っている。

先に述べたアヴィニオン教会は、明白な誤りと異端にとどまり、これらを頑迷にもよしとして弁護し、地位が高いか低いか、俗人か聖職者か関係なく信徒たちの権利と自由に対して、全キリスト教会を危険に貶めるように極めて重大で途方もない不正と不当を加えることを止めなかった<sup>(16)</sup>。

本来なら、信徒を正しく導く使命を持ち、またそのための権限を有するアヴィニオン教皇庁そのものが「明白な誤りと異端」にある。そのような上位の地位にある者の異端性は、その指導的な地位のゆえに、「信徒たちの権利と自由に対して」、「極めて重大で途方もない不正と不当を加えること」になり、その結果、「全キリスト教会を危険に貶める」ことになる。

---

(13) 将基面 2013, p.187.

(14) 小林 2015, p.ii. 一三二四年にイングランドからフランスに渡り、アヴィニオンのフランシスコ派の修道院に身を置いたオッカムは、異端審問に服することとなった。(中略)しかし、オッカムに対する異端審問はこの後なぜか続けられることはなく、神学上の学説の故にオッカムに対し明確に異端宣告が下されることはなかった。

(15) 小林 2015, p.ii. 清貧論争におけるローマ教皇ヨハネス二十二世の見解が異端であることを確信するに至ったオッカムは、これ以降、純粋にアカデミックな研究生生活を離れ、ローマ教皇に対する政治的な論争に身を投じていく。

(16) *Imperatorum*, Prol. praefata ecclesia Avinionica errores et haereses manifestas tenet, approbat pertinaciter et defendit, atque gravissimas et enormes iniurias et iniustitias in iura et libertates fidelium magnorum et parvorum, laicorum et clericorum, in totius Christianitatis periculum non desinit exercere.

では、何が問題なのか。オッカムは『対話編』第三部で次のように言っている

(教師) その上、キリストは、ペトロに「あなたが地上で結ぶことは、云々」と言って至上権を与えたが、しかし彼に世俗的な事柄における至上権を与えたのではなく、ゆえに霊的な事柄における至上権を与えたのである。さらに、すべての人間を、いかなる罪に関しても告発したり、しかるべき償いをもって罰することができる者は、霊的な事柄における至上権を持っている。しかるに、教皇はすべての人間を罪に関して罰することができる(『教皇令集』)。それゆえ、教皇は霊的な事柄における至上権を有している<sup>(17)</sup>。

ここでの「至上権」とは、『マタイによる福音書』一六章一九節の、「あなたが地上で結ぶことは、天でも結ばれ、地上で解くことは、天でも解かれる」という個所の解釈である。教皇は、かかる至上権を霊的な事柄だけではなく世俗的な事柄にまで及ぶと主張し、この結果、皇帝と全面的に衝突することになった。オッカムはかかる至上権そのものは認めている。しかし、キリストがペトロに与えた至上権はあくまで「霊的な事柄における至上権」であって、世俗的な事柄は対象になっていないとしている。

さらに、霊的な事柄における至上権の内容に関して、「すべての人間を、いかなる罪に関しても告発したり、しかるべき償いをもって罰することができる」と具体化したのち、「教皇はすべての人間を罪に関して罰することができる」から、「教皇は霊的な事柄における至上権を有している」と結論している。このようにオッカムは、教皇は至上権を持つてはいるが、それは霊的な事柄に限定されるという仕方で、教皇の至上権に制限を加えているのである。

---

(17) *Dialogus*, III,1.1, c.10. Magister:.... Amplius, Christus dedit Petro plenitudinem potestatis cum dixit, “Quodcumque ligaveris super terram”, et cetera; sed non dedit sibi plenitudinem potestatis in temporalibus; ergo dedit sibi plenitudinem potestatis in spiritualibus. Rursus, qui potest omnem hominem de quocumque peccato corripere et pena debita coercere, habet in spiritualibus plenitudinem potestatis. Papa autem potest omnem hominem de peccato corripere (Extra, *De iudiciis, Novit*). Ergo papa habet in spiritualibus plenitudinem potestatis. なお、要旨と佐々木 2021 では plenitudo potestatis を文字通り「権力の充満」と訳したが、将基面 2013 では「横溢する権力」とされ、大津 2016 では「至上権」となっている。文脈的にも「至上権」がしっくりくるので、ここではそのようにする。

#### 4. 教会の権力

このように、マルシリウスとオッカムは、皇帝ルートヴィヒの庇護のもと、ミュンヘンでともに「反教皇的な論陣を張った」点において共通している。しかし、両者は教皇に何らかの権力を認めるか否かで異なっている。マルシリウスは国家と教会との関係について論じている『平和の擁護者』第二講の第四章で次のように言っている。

教皇と呼ばれるローマ司教，ほかのいかなる司教や司祭，あるいは助祭は，いかなる聖職者にも非聖職者にも，君主にも，共同体にも，団体にも，いかなる状態で存しているほかの個別的な個人にも，何の支配権も，判断も，強制的な司法権も持っていないし，持つべきではない<sup>(18)</sup>。

マルシリウスは意図的に教皇を「ローマ司教」と呼び，教会のヒエラルキーそのものを否定し，教皇，司教，司祭，助祭をみな同列に論じている。そして，教会の聖職者は誰でも，教会の中であれ外であれ，いかなる個人や団体に対しても，「何の支配権も，判断も，強制的な司法権も持っていないし，持つべきではない」として，教会の権限そのものを否定する。

このマルシリウスの主張は，「教皇は霊的な事柄における至上権を有している」とするオッカムの考えと対立している。言わば，オッカムはマルシリウスの思想を論駁しているわけである<sup>(19)</sup>。この点に関連して，小林は次のように言っている。

教会の内奥にある霊的な普遍教会と教皇を頂点とする聖職の神的位階秩序としてのローマ教会，これら二つの教会が相互に調和することなく並存していることがオッカムの教会論の特色である。教皇はペテロの，司教は他の使徒たちの後継者であることをオッカムは認めていたが，教会に関する自らの深い確信が制度的教会と両立不可能なことをおそらくは明確に自覚するには至らなかった。

(中略) オッカムにとりアヴィニョンに居る教皇ヨハネス二十二世とその二名の後継者が異端者であることは明白な事実であった<sup>(20)</sup>。

オッカムにとって，「教皇はペテロの，司教は他の使徒たちの後継者であること」は，彼の「教会に

---

(18) *D.P. II, iv. 1. Romanum episcopum, vocatum papam, aut aliorum quemlibet episcopum seu presbyterum vel diaconum nullum habere aut habere debere principatum seu iudicium vel iurisdictionem coactivam cuiusquam sacerdotis aut non sacerdotis, principantis, communitatis, collegii vel persone singularis alicuius, cuiuscumque condicionis existat;*

(19) Shogimen 2007, p.210. The context of the whole discourse is a rejoinder to Marsilius of Padua's rejection of papal primacy in his *Defensor pacis*.... Ockham devotes the whole of Book 4 of III *Dialogus I* to rejecting Marsilius' understanding of these biblical testimonies and and showing their correct interpretation.

(20) 小林 2015, .248.

関する自らの深い確信」にもとづく「教会の内奥にある霊的な普遍教会」における真理であり、「アヴィニョンに居る教皇ヨハネス二十二世とその二名の後継者が異端者であること」は、現実の「制度的教会」である「教皇を頂点とする聖職の神的位階秩序としてのローマ教会」にそくした真理であった。したがって、オッカムは異端であるアヴィニョン教皇庁に対して「全キリスト教会を危険に貶めるように極めて重大で途方もない不正と不当を加え」ているとして激しく糾弾する一方、「教会の内奥にある霊的な普遍教会」に対しては「教皇は霊的な事柄における至上権を有している」という仕方で、その本来のあり方を示すことができたと言えよう。

## おわりに

マルシリウスが死んだのは 1342/43 と、オッカムは 1347/48 とされている<sup>(21)</sup>。宗教改革は 1517 年であるから、その 150 年以上前に亡くなっている。この点に関連して、将基面は次のように言っている。

オッカムは、一四世紀後半のジョン・ウィクリフと並んで宗教改革の「先駆者」としてその名を知られるが、そのことは、オッカムの場合、後年、マルティン・ルターが「オッカムの弟子」と自称していることに明らかである。(中略)しかし、オッカムは、ダンテやマルシリウスと異なり、すぐれた論理学者であり神学者でもあった。(中略)オッカムは、教皇が異端に陥ったという認識を出発点として、あくまでも合理的な人間が教会統治の実際について下す判断の確実性根拠を問いつつ、そうした認識に伴う倫理的問題として教会論を展開したのである<sup>(22)</sup>。

オッカムの場合、何よりフランシスコ会士であったことが、特にマルシリウスとの比較において重要であると思われる。マルシリウスは俗人であったからこそ、教会のヒエラルキーを否定し、聖職者は「何の支配権も、判断も、強制的な司法権も持っていない」と断言することにおそらく抵抗がなかったのであろう。まさに、「教皇権の都市や都市国家の世俗的な平和や平穏への介入という問題は、前代未聞の敵意をもって果敢に取り組む」ことができたのである。

一方、オッカムは修道士、しかも、聖ボナヴェントウラ、ペトルス・ヨハニス・オリヴィ、ヨハネス・ドゥンス・スコトゥスらを生み出したフランシスコ会の修道士である。上長への従順は当然であるが、「教皇が異端に陥ったという認識を出発点」とせざるを得ない状況に追い込まれたことによる教会論であり、政治思想である点を見逃してはならない。「あくまでも合理的な人間が教会統治の実際について下す判断の確実性根拠を問いつつ、そうした認識に伴う倫理的問題として」の教会論とは、先の「教会の内奥にある霊的な普遍教会」に通じるであろう。

今後、宗教改革へとつながる要素にも目を向けながら、アキナス・マルシリウス・オッカムという三人の思想家について研究を進めていきたい。最後に発表者が最近書いた書評の一部を紹介して

---

(21) McGrabe 2003, p.357.

(22) 将基面 2013, pp.178-9



発表を終わることにする。なぜ宗教改革は起こったのか、そのことは現在の我々にとってどのような意味を有しているのか、ルターはいかなる意味でオッカムの弟子なのか、等を問うことは、カトリック神学のあり方を探る上でも重要であると考えている。

中世哲学の山田晶先生はことあるごとに、「ルターはカトリックの恩人だ、ルターがいなかったらもっと悲惨なことになっていた」と評者に言われた。カトリックだ、プロテスタントだという区別を、そろそろ卒業する時期に来ているのではないだろうか。たしかに、両者は思想的にも典礼的にも大きく異なっているが、この違いは「神にこと」じゃなくて「人のこと」（マタイ十六章二十三節）では<sup>(23)</sup>。

---

(23) 佐々木 2022, p.15.

## 文献表

- Breviloquium* William of Ockham, *Breviloquium de Principatu Tyrannico*, in Offler, H. S. ed, *William Ockham Opera Politica IV*, Oxford-New York: Oxford University Press, 1997, pp.79-260.
- Dialogus* William of Ockham, *Dialogus Part 2, Part 3, Tract 1*, Kilcullen, J., Scott, J., Ballweg, J., Leppin, V. eds. Oxford-New York: Oxford University Press, 2011.
- D.P.* Marsilii de Padua, *Deffensor Pacis*, ed. Scholz, R., Hannover: Hahnsche Buchhandlung, 1932.
- Imperatorum* William of Ockham, *De Imperatorum et Pontificum Potestate*, in Offler, H. S. ed, *William Ockham Opera Politica IV*, Oxford-New York: Oxford University Press, 1997, pp.279-355.
- Aichele 2006 Aichele, A., “Heart and Soul of the State: Some Remarks Concerning Aristotelian Ontology and Medieval Theory of Medicine in Marsilius of Padua’s *deffensor Pacis*”, G. M. ed. *The World of Marsilius of Padua*, Turnhout: Brepols, pp.163-186.
- Bleakley 2006 Bleakley, H. H., “Marsilius of Padua’s Conception of Natural Law Revisited”, Riaño, G. M. ed. *The World of Marsilius of Padua*, Turnhout: Brepols, pp.125-142.
- Brett 2003 Brett, A. S. “Political philosophy”, McGrabe, A. S. ed. *The Cambridge Companion to Medieval Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.276-299.
- Coleman 2000 Coleman, J. *A History of Political Thought: From the Middle Age to the Renaissance*, Oxford-Malden: Blackwell Publishing.

- McGrabe 2003 McGrabe, A. S. ed. *The Cambridge Companion to Medieval Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press,
- Riaño・Nederman 2012 Riaño, G. M. and Nederman, C. J. “Marsilius of Padua’s Principles of Secular Politics”, Riaño, G. M. and Nederman, C. J. eds. *A Companion to Marsilius of Padua* (Brill’s Companions to the Christian Tradition: A series of handbooks and reference works on the intellectual and religious life of Europe, 500-1700), Leiden-Boston: Brill, pp.117-138.
- Shogimen 2007 Shogimen, T., *Ockham and Political Discourse in the Late Middle Ages* (Cambridge Studies in Medieval Life and Thought Fourth series), Cambridge-New York: Cambridge University Press.
- Shogimen 2012 Shogimen, T., “Medicine and the Body Politic in Marsilius of Padua’s *Defensor pacis*”, Riaño, G. M. and Nederman, C. J. eds. *A Companion to Marsilius of Padua* (Brill’s Companions to the Christian Tradition: A series of handbooks and reference works on the intellectual and religious life of Europe, 500-1700), Leiden-Boston: Brill, pp.71-115.
- 大津 2016 大津真作『異端思想の500年 グローバル思考への挑戦』, 京都大学学術出版会。
- 大西 1964 大西藤米治『中世政治思想研究—アリストテレス主義の連続性について—』, 有斐閣。
- 小林 2015 小林公『ウイリアム・オッカム研究 政治思想と神学思想』, 勁草書房。
- 佐々木 2020 佐々木亘「アクィナスの自然法とマルシリウスの人定法—中世的普遍体制の終焉—」, 『西日本哲学年報』第28号, 西日本哲学会, 1-18頁。
- 佐々木 2021 佐々木亘「オッカムにおける教皇の権力—アクィナスとマルシリウスとの比較から—」, 『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第51号, 1-17頁。
- 佐々木 2022 佐々木亘「書評・戸田聡著『古代末期・東方キリスト教論集』」, 『本のひろば』第777号(2022年9月号), キリスト教文書センター, 14-15頁。
- 将基面 2013 将基面貴巳『ヨーロッパ政治思想の誕生』, 名古屋大学出版会。
- ブレット 2012 アナベル・S・ブレット(佐々木亘訳)「政治哲学」, 川添信介監訳『中世の哲学 ケンブリッジ・コンパニオン』, 京都大学学術出版会, 2012年, 405-438頁。